

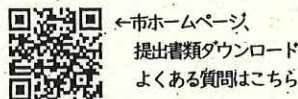
申請希望者は、事務室で書類受取り。事務室提出期限は、R6年6月13日(木)

## 令和6年度

# 三木市教育委員会奨学生募集要領

令和6年度の三木市教育委員会奨学生を次の要領により募集します。  
 申し込みに当たっては、この募集要領をよく読んで申請してください。  
 提出書類のうち、奨学生推薦書は、在籍学校において記載・証明する  
ものです。期間に余裕をもって在籍学校に相談・依頼してください。

提出先	高校生 …………… 在籍する学校 大学生、専修学校生等 … 教育総務課(市役所5階) ※大学生、専修学校生等で、郵送で提出を希望される場合は、 日数がかかりますので余裕をもって投函してください。また、 書類に不備や添付漏れがある場合、 <u>期限までに対応して</u> <u>いただけないときは不受理</u> としますのでご注意ください。
問合せ先	三木市教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課 政策係 住所：〒673-0492 三木市上の丸町10番30号 電話：0794-82-2000 (内線 3507、3508) MAIL：kyoikusomu@city.miki.lg.jp



### 1 目的

経済的な事情により、高等学校(特別支援学校高等部・高等専門学校を含む。)、大学(短期大学を含む。大学院を除く。)又は三木市教育委員会が特に認める専修学校、各種学校若しくは大学校(以下「専修学校等」という。)の学資の支弁が困難と認められる家庭の生徒、学生に対し、その学資の一部を援助し、教育の振興を図ることを目的としています。

### 2 奨学生要件

奨学金を受けることができるかた(以下「申請者」という。)は、次の要件を全て満たすことが必要です。

- 令和6年4月1日以前から申請者又は申請者の生計を主として維持するかたが三木市に住民登録をしていること。
- 学校教育法に定める高等学校、大学又は専修学校等に在学中であること。
- ひとり親家庭、失業家庭、生活保護家庭又は疾病その他の特別な事情により経済的に困窮状況にあると認められる家庭等で、令和5年中の同一世帯の総所得の合計が下表の基準所得以下であること。

世帯人数	3人以下	4人	5人	6人	7人以上は1人増加ごとに加算
基準所得	235万円	293万円	352万円	407万円	1人につき加算額 53万円

※基準所得は、生活保護基準を根拠とし、毎年度見直しています。

#### 【総所得とは】

○ 給与所得のかた ⇒ 給与所得金額(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」)

○ それ以外のかた ⇒ 収入金額-必要経費

※税制改正に伴い、令和6年度についても、給与所得又は年金所得のあるかたは、それぞれの所得から10万円を控除した額により判定します(これら以外の所得(営業所得等)については、10万円の控除は行いません。)

(例) 給与所得者1人(給与所得250万円)、年金所得者1人(雑所得30万円)、高校生2人(無収入)の4人世帯の場合  
 $(250万円 - 10万円) + (30万円 - 10万円) = 260万円$ が判定の基準となる所得です。

- 素行が良好であること。
- 向学心に富み、高校、大学、専修学校等の必要な課程を継続して修める見込みがあること。
- 在学期間(休学期間を除く。)が各学校の正規の修業年限を超えていないこと。
- 同区分の学校を卒業又は修了したことがないこと。

3 募集人数 300人程度(各区分の申請者数により変動)

4 奨学金の金額 奨学金の給付金額は下記のとおりです。

区 分		給付月額(1人当たり)
高等学校	国公立	6,000円
	私立	12,000円
大学・専修学校等		9,000円

### 5 提出書類等

- 令和6年度三木市教育委員会奨学生チェックリスト  
提出される前に書類漏れ等がないかご確認ください。
- 奨学生願書  
申請者1人に対し、1通必要です。
- 奨学生推薦書  
在籍学校において記載・証明(代表者が署名又は記名押印されたもの)が必要です。